

令和3年度第1回 名古屋市被災地域支援本部会議

日時：令和3年5月31日（月）

場所：災害対策本部室

議 題

- 1 令和3年度の取り組みについて
- 2 令和4年度以降の取り組みについて（案）
- 3 被災地域支援本部の運用について

1 令和3年度の取り組みについて

(1) 東日本大震災に係る被災地への支援

ア 陸前高田市への職員派遣

- ・ 令和3年度は、地方自治法第252条の17に基づき、陸前高田市に対して6名の職員を派遣している。
- ・ 各局において派遣職員が業務に集中できるように全力でバックアップするとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等を踏まえ、現地での激励及び名古屋への一時帰還指示等を行う。

氏名 (名古屋市での所属)	派遣先での職務内容	派遣先での所属等
伊藤 貴洋 (防災危機管理局)	防災関係業務	防災課 主事
近藤 真司 (住宅都市局)	復興計画推進 (区画整理業務)	都市計画課 主幹
新美 勝也 (住宅都市局)		都市計画課 主事
伊藤 圭 (住宅都市局)		都市計画課 技師
岡安 秋弘 (緑政土木局)		都市計画課 技師
奥田 雅和 (緑政土木局)	道路等復旧業務	建設課 技師

※太字は、令和3年度からの新規派遣職員

イ 報告会等の開催

市民の理解と協力を得て、継続して被災地支援を行うとともに、市民の防災意識の向上及び本市職員の災害対応力の向上を図るため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等を踏まえ、被災地派遣職員等による報告会等を開催する。

(ア) 市民向け講演会等

被災地へ派遣した職員を講師として、被災地支援を通して培った知識、経験を直接市民へ伝え、市民の防災意識を高める取り組みを各区で実施する。

(イ) 職員向け研修

被災地へ派遣した職員を講師として、被災地支援を通して得られた情報等を職員へ伝える研修会を開催し、本市職員の災害対応力の向上を図る取り組みを行う。

(ウ) 小中学校等の防災教育における講師の派遣【新規】

被災地へ派遣した職員や防災危機管理局職員を講師として小中学校等へ派遣し、東日本大震災の教訓等を伝え、子どもたちの防災意識の向上を図る。

(エ) 東日本大震災に係る被災地支援活動記録集の作成【新規】

これまでの支援活動を振り返り、災害の記憶と教訓を後世に継承するとともに、本市の防災施策に活かすために10年間にわたる「行政丸ごと支援」の活動記録集の作成を行う。

ウ 陸前高田市への医療支援

名古屋市立大学看護学部の推薦入試に設置された陸前高田市枠（平成25年度～平成29年度）の卒業生に対してフォローアップを行うことで、陸前高田市の地域医療を支援する。なお、医療支援については、陸前高田市側のニーズを把握し、支援の要請があれば調整をはかっていく。

・名古屋市立大学看護学部陸前高田市枠卒業生のフォローアップ

対象者：名古屋市立大学看護学部陸前高田市枠卒業生

期間：平成30年度～令和4年度（予定）

支援内容：陸前高田市が定めた「名古屋市立大学看護学部陸前高田市枠卒業生登録制度要綱」に基づき、就職2年目の卒業生に対して、名古屋市立大学病院における実習や実習結果に基づく病院職員との意見交換等を実施

(2) 陸前高田市との交流

被災地支援を契機として広がってきた陸前高田市との交流が末永く続けられるよう、これまでの支援中心の関係から友好都市協定に基づく交流関係へと一層発展させる施策を展開する。

ア 市民の交流

陸前高田市との市民交流の促進に資することを目的として、陸前高田市の市民や団体との交流を深め、末永い自発的な交流関係の土台の構築を図る。

(ア) 名古屋市及び陸前高田市市民交流事業補助制度

市内の団体による陸前高田市民との福祉や子育て、文化等様々な分野における企画や催し等の交流事業に要する経費のうち、会場使用料や交通費などに対して、1件あたり10万円を上限として補助金の交付を行う。

(イ) 市民交流団の派遣

防災、スポーツ、産業、文化の4つの分野における市民の活動を通じて、両市の市民や団体の親交を深めるため、陸前高田市へ市民交流団の派遣を行う。

区 分	参 加 者	主 な 内 容
防 災 交 流 (防災危機管理局)	過去災害の教訓等に係る啓発に取り組む市民及び 大学生消防団	・災害記憶の伝承等について考えるワークショップ ・沿岸地域での津波避難訓練
ス ポー ツ 交 流 (スポーツ市民局)	名古屋サッカー協会加盟チーム	・サッカーの交流試合
産 業 交 流 (経 済 局)	市内事業者等	・現地事業者との意見交換 ・陸前高田市製品の生産現場の視察
文 化 交 流 (観光文化交流局)	日本舞踊団体	・共同制作した踊りを活用した現地交流

イ 子どもたちの交流

陸前高田市と名古屋市の両教育委員会において締結した「絆協定」(平成24年)により、両市の子どもたちによる相互訪問等を通して交流を深めるとともに、両市の将来のまちづくりを担う人材の育成を図る。

(ア) 名古屋市交流団の陸前高田市訪問

名古屋市立中学2年生38校38名による交流団を結成し、令和3年8月下旬に陸前高田市を訪問し、現地交流、防災学習、一次産業体験を行う。

(イ) 陸前高田市交流団の名古屋市訪問

陸前高田市立中学2年生2校20名による交流団を結成し、令和4年1月上旬に名古屋市を訪問し、現地交流、職場体験、社会見学を行う。

ウ 産業交流

陸前高田市や本市で開催されるイベントへの相互出展及び商談会参加等による交流を実施する。

(ア) イベント出展による交流

a 陸前高田市で開催されるイベントへの出展

陸前高田市産業まつり(令和3年11月上旬の土日開催予定)において、なごやめしを提供する名古屋市ブースの出展を行い、陸前高田市民や地元商工業者との交流を図る。

b 本市で開催されるイベント(名古屋城夏まつり、名古屋まつり)への出展

本市で開催するイベントに出展を行い、陸前高田製品の販売やPRを実施する。

(イ) 商談会参加等による交流

名古屋市内で開催される商談会について、陸前高田の企業の招待や本市の企業へのPRを実施する。

エ 文化交流

両市市民の美術作品や郷土芸能の披露を本市と陸前高田市において相互に行うことで文化交流を図る。

(ア) 市民美術展等での相互展示

陸前高田市で開催される市民芸術祭において、名古屋市民の優秀作品の展示を実施する予定であったが、令和3年度は、本市の優秀作品を選出する区民美術展が中止になったことに伴い、事業の実施方法について検討する。

(イ) イベントにおける郷土芸能の相互披露

本市で開催される催事において、陸前高田市の郷土芸能団体の披露を実施する。

オ 「絆の日」に関する取り組み【新規】

- ・東日本大震災10年の節目にあたり、陸前高田市から本市に「奇跡の一本松」後継樹が友好の証、交流のシンボルとして贈呈され、令和3年3月23日に東山動物園に植樹された。
- ・このことを契機として、毎年3月23日を「絆の日」として定め、友好都市協定に基づき、様々な取り組みを通じて、両市の絆・友好関係をより一層市民に広く周知する取り組みを実施する。

《事業概要》

- ・「絆の日」の趣旨を広く市民に周知
- ・陸前高田市との交流事業を実施
- ・東日本大震災の記憶や教訓及び支援の経験等を踏まえた防災啓発・教育を実施
- ・その他「絆の日」の趣旨に沿った取り組みを実施



「丸ごと支援」先遣隊の派遣



陸前高田市「奇跡の一本松」後継樹の植樹

カ 防災担当職員の現地派遣研修【新規】

各区の防災担当職員や防災危機管理局職員を陸前高田市へ派遣し、陸前高田市民及び職員との交流等を通じて学んだ地域防災の知識や教訓等を本市の防災対策に活用するとともに、防災人材の育成・強化を図る。

キ 東日本大震災10年を契機とした市民啓発

東日本大震災津波伝承館常設展示の港防災センターにおけるサテライト展示や伝承館職員によるオンライン授業の実現に向けた調整を行う。

また、各区役所等において、東日本大震災10年を契機とした教訓等を伝える巡回パネル展示を行う。

2 令和4年度以降の取り組みについて（案）

（1）現状

- ・ 本市はこれまでに延べ291名の職員を東日本大震災の被災地に派遣し、陸前高田市への行政丸ごと支援を始めとして継続した復興支援を行ってきた。
- ・ 東日本大震災から10年が経過し、本市が支援を継続している陸前高田市における復興事業は収束に向かっている。
- ・ 一方で、支援を契機として生まれた交流関係を末永く継続することで、震災記憶や教訓等の風化防止を図っている。

《陸前高田市への支援の経過》

（令和3年4月1日時点）

復興基本法	年度	派遣人数	主な業務	
復興期間	集中復興期間	平成23年度	144名	住民票の交付、保健指導、り災家屋の調査、ごみの収集、災害対策本部の運営、震災復興計画の策定など行政分野全般 防災業務、産業労働業務、区画整理業務、道路等復旧業務、水道整備業務、市民税業務、学校建設業務など
		平成24年度	16名	
		平成25年度	13名	
		平成26年度	11名	
		平成27年度	8名	
	復興・創生期間	平成28年度	11名	
		平成29年度	13名	
		平成30年度	12名	
		令和元年度	12名	
		令和2年度	12名	
	創生期間 第2期復興・	令和3年度	6名	

(2) 陸前高田市への支援、交流事業に係る方向性

- ・令和3年度内にハード面の復興事業は概ね完了する見込みであるものの、被災地のニーズや支援業務内容等について陸前高田市と協議し、職員派遣の継続について検討する。
- ・一方で、平成26年に両市の間で締結された「友好都市協定」に基づく「交流」を一層推進するため、これまでの取り組みに加え、「絆の日」の取組みや、職員研修など、人材育成の観点も含めた各種交流事業を実施する。

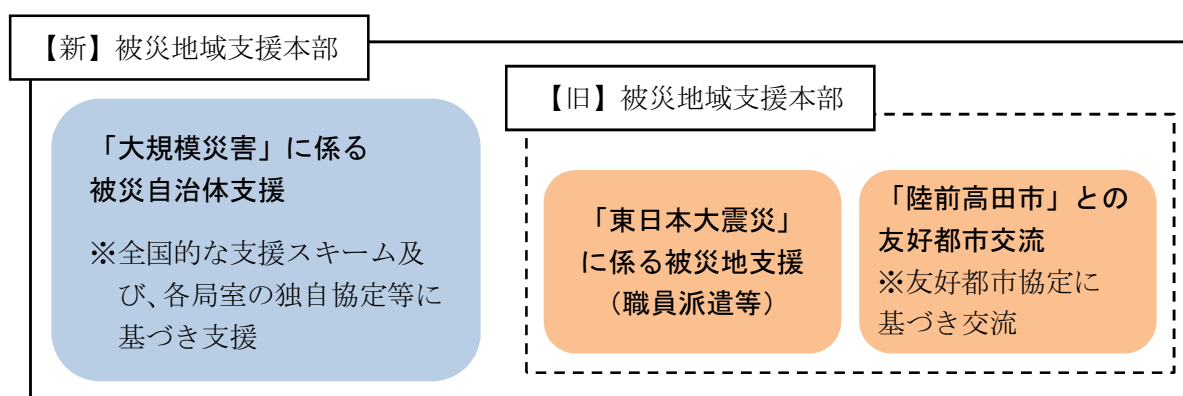
区分	主な業務	内容（調整中）
支援	復興事業への人的支援	陸前高田市における復興事業の進捗状況、ニーズを踏まえ、支援を実施
	報告会等	市民の防災意識の向上及び本市職員の災害対応力の向上を図るため、被災地派遣職員等による報告会等を開催
	医療支援	名古屋市立大学において、陸前高田市卒業生に対するフォローアップ研修等を実施
	受入被災者への支援	東日本大震災の被災者に対する証明書発行手数料の減免などを実施
交流	市民の交流 《テーマ（所管局）》 ・防 災（防災危機管理局） ・スポーツ（スポーツ市民局） ・産 業（経済局） ・文 化（観光文化交流局）	○ <u>市民交流団の派遣</u> 令和2年度及び令和3年度の事業結果を踏まえ、継続実施 ○ <u>名古屋市及び陸前高田市市民交流事業補助制度</u> 本市の団体による陸前高田市民との企画や催し等の交流事業に対して補助金交付を実施
	子どもたちの交流	○ <u>絆交流</u> 陸前高田市との絆協定に基づき、両市の子どもの交流を実施
	産業交流	○ <u>イベント出展等</u> 陸前高田市や本市で開催されるイベント等への相互出展等による交流を実施

文化交流	<p><u>○市民美術展等での相互展示</u> 本市及び陸前高田市の優秀作品を市民美術展において相互に展示し、文化交流を実施</p> <p><u>○イベントにおける郷土芸能の披露</u> 本市及び陸前高田市の郷土芸能の相互披露を通じて、文化交流を実施</p>
「絆の日」に関する取り組み	<p><u>○絆の日に関する取り組み</u> 絆の日の趣旨に沿った交流事業、啓発等を全庁的に実施</p>
その他の交流	<p><u>○防災担当職員の現地派遣研修</u> 各区の防災担当職員や防災危機管理局職員の現地派遣研修を実施</p> <p><u>○職員交流</u> 陸前高田市との人事交流の実施</p> <p><u>○過去の災害における教訓を活用した相互啓発</u> 東日本大震災津波伝承館常設展示の港防災センターにおけるサテライト展示の実施</p>

3 被災地域支援本部の運用について

(1) 現状

昨今、全国各地で大規模災害が頻発している状況に鑑み、令和3年4月に「名古屋市被災地域支援本部設置要綱」を改正し、被災地域支援本部の支援対象を、東日本大震災を始めとした大規模災害時における被災自治体へ拡大した。



《参考》名古屋市被災地域支援本部設置要綱（新旧対照表）

旧	新
<p>(趣旨) 第1条 東北地方太平洋沖地震に係る被災地域を支援するため、名古屋市被災地域支援本部(以下「本部」という。)を設置する。</p>	<p>(趣旨) 第1条 <u>東北地方太平洋沖地震を始めとした大規模災害</u>に係る被災地域を支援するため、名古屋市被災地域支援本部(以下「本部」という。)を設置する。</p>

(2) 今後の運用

- 今後発生した他都市における大規模災害については、総務省や指定都市市長会による全国的な支援スキーム及び各局室の独自協定等に基づき支援を実施し、被災地域支援本部において支援に関する情報の収集及び共有等を行うものとする。
- 被災地支援等の業務については、名古屋市地域防災計画に基づく災害時の役割分担に沿って、各局室区が対応にあたることとする。